

# 令和7年第6回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

令和7年4月17日 午後3時開会  
午後4時20分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

教育長 半嶺 満                      委 員 比嘉 佳代                      委 員 大城 進  
委 員 宮城 光秀                      委 員 辻上 弘子                      委 員 小濱 守安

### (2) 欠席委員

なし

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	田代 寛幸	教育指導統括監	崎間 恒哉
参事	諸見 友重	参事	伊波 寛仁
総務課長	平田 直樹	教育支援課長	大城 司
施設課長	大城 勇人	学校人事課長	東 哲宏
働き方改革推進課長	上江洲 寿	県立学校教育課長	屋良 淳
教育DX推進課	當間 文隆	義務教育課長	新城 高広
保健体育課長	遠越 学	生涯学習振興課長	堀川 恭宏
文化財課長	米須 薫子		

## 4 議事関係

### (1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

### (2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

### (3) 令和7年第4回議事録の承認

全会一致で、令和7年第4回議事録を承認した。

### (4) 令和7年第5回議事録の承認

全会一致で、令和7年第5回議事録を承認した。

### (5) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が比嘉委員を議事録署名人に指名した。

(6) 報告事項

報告事項1 令和7年第1回沖縄県議会（2月定例会）における質問等概要報告

【説明（総務課長）】

令和7年第1回沖縄県議会（2月定例会）における質問等概要報告について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

- 比嘉委員 37番から39番に関連して通級指導教室について、質問させていただきます。  
1点目に、通級指導教室の対象生徒13人につき教員1人とありますが、全学年で13人なのか、1学年で13人なのかをお伺いします。2点目に、沖縄県の通級指導教室の教員のうち特別支援学校教諭免許取得者の割合について教えてください。
- 県立学校教育課長 1点目について、県全体の対象児童生徒13人に1人の配置です。2点目について、特別支援学校教諭免許を取得している割合は54%です。
- 比嘉委員 わかりました。次に、移動時間が学習時間確保に不利になるという懸念があることから、他校の通級指導教室へ通級する場合の生徒の移動手段をお聞きします。また、地理的な面からICTを使った遠隔支援を行っている離島があると聞いたのですが、事例があれば教えてください。
- 県立学校教育課長 まず、他校へ通級する場合の児童生徒の移動手段等について、令和6年度に他校通級を行っている市町村は6市町村あり、ほとんどの場合は自校通級や巡回通級です。他校通級の場合は主に保護者が送迎しています。他校通級を行っている学校の多くは、午後に授業時間を設定し移動してもらっています。他校で通級指導を受ける場合は、授業としてカウントとしており、他校通級を行っている時間の補習等の扱いは、各学校の対応となっております。次に、ICTの活用等について、基本的に通級指導においては、自立を目指して障害による学習上、又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な指導を行うという自立活動が中心ですので、多くの場合は対面で行うことが基本となっております。教育委員会として把握している範囲では、沖縄ろう学校において対象生徒の学習状況を確認するために遠隔による指導を行っている事例はあると聞いております。離島については把握しておりません。
- 比嘉委員 この件について、本日、新聞報道がありましたように、特別支援に所属していることが多くの人に知れ渡りたくないという保護者がいる中で、通級指導教室に通うことによって特別支援を受けていることを子どもたちにわからせたくないという保護者もいらっしゃいます。今後、将来的にDXを利用した通級の指導教室ができないかと、個人的に考えております。教育DX推進課での構想や学習支援の予定などがありましたら教えてください。
- 教育DX推進課長 通級等に関して、1人1台端末を全ての児童生徒が持っておりますの

で、1人1台端末とクラウドサービスを活用して、個別最適化された学びの提供ができると考えております。また、授業を行う先生方も困り感などがいろいろあると思いますが、求めに応じて課や総合教育センターで1人1台端末活用に向けた研修等を実施しながら通級の生徒や教職員を支援していきたいと考えております。

○比嘉委員 通級指導教室と通常級の教員間の連携、保護者との連携についてとても重要だと思っています。巡回指導も含めて具体的な内容を教えていただきたいです。

○県立学校教育課長 小中学校、高等学校において設置されている通級指導教室では、保護者との連携に関して、定期的な三者面談や保護者への支援の提案などを密に行っていると聞いております。また、「通級だより」の発行や、教師間、それから保護者への情報提供を行っている学校もございます。担任、保護者及び当該生徒の状況を確認し、情報を共有しながら、生徒の学習内容をしっかりと振り返っていく目的として、自立活動連絡帳というようなものを活用している学校もあると聞いております。

○比嘉委員 インクルーシブ教育に向かっているとはいえども、まだ社会的な認知という部分が改善されているわけではないので、特別支援に通う子どもたちが安心・安全な学習の保障をさせていただけるようにぜひ頑張ってくださいと思います。

○大城委員 33番、教職員の働き方改革の成果と今後の取組について、並びに関連する『私たちのピース・リスト 2023』の取組事項、長時間勤務の改善と時間外在校等時間月80時間以上の教職員の状況把握という2つの関連項目より3点確認させてください。

1点目、令和6年度の80時間を超える長時間勤務者の月平均の割合について教えてください。答弁には、令和5年度は小中学校1.9%、県立学校2.6%とあり、特に令和6年度の県立学校の動向が気になります。2点目、答弁の令和5年度の長時間勤務の要因等をどのように把握されていますか。3点目、各学校で各該当者に対する改善に向けた対応はどうしていますか。

○働き方改革推進課長 1点目、答弁では令和5年度の長時間勤務者の割合等を答弁させていただいていますが、御質問のあった令和6年度につきましては、3月末までのデータを集計中です。夏ごろを目途に御報告差し上げたいと考えております。2点目、長時間勤務の要因等というところで、県立学校におきまして、特に長時間勤務の主な要因の理由は部活動指導が最も多く、次いで授業準備、事務報告書作成という3つの主な要因が挙げられているところでございます。また、これも県立学校の各学校における長時間勤務者に対する対応というところですが、各学校におきましては、管理者が毎月、長時間勤務者をしっかり把握して、個別に声掛け、面談等を行い、各職員の各々の要因把握、そして改善に向けた指導助言や支援、状況に応じて疲労度なども見ながら産業医との面談につなぐ等の取組を進めております。また、県教育委員会としましては、県立学校は四半期ごとに80時間を超える長時間勤務者をリストアップして、その状況等を各学校から報告してもらい、情報共有を図りながら必要な支援に努めているところであります。

- 大城委員 承知のとおり、本県では過労死ラインと呼ばれる月 80 時間以上の時間外勤務の解消、0%を目指しての取組により、当該勤務者の月平均割合が概して改善傾向にはあります。しかし、依然 80 時間を超える長時間勤務者が一定数いることから、今後、教育委員会と学校は連携を図りながら「ピース・リスト 2023」に示された取組を着実にやっていく必要があります。さらに、昨年 3 月、文科省から県教育委員会に過労死等防止対策の推進が通知されていることから、本課題を再認識し、過労死や健康被害の危険性が高まる月 80 時間以上の時間外勤務をなくす取組を一層強化して推進していただきたいと思います。
- 宮城委員 42 番の質問に関連して、教員の持ち授業時数等について答弁がされており、4 月 10 日の新聞報道でもこれから教員の持ち授業時数の軽減を図っていくとありますが、今後どのような対策を講じていくのか教えてください。
- 学校人事課長 持ち授業時数が多いという報道があったとお聞きしております。どのように減らしていくかというところにつきましては、特に小学校では専科指導の範囲を拡大していくことが非常に効果的であろうと考えています。まず、これに対応するために、国の制度自体が変わっていくことが必要だと考えておりますので、国の加配定数等の拡充等につきまして、他県と全国都道府県教育長協議会と連携して国に要望しているところでございます。
- 宮城委員 ぜひ実現に向けて努力していただきたいと思います。では、続いて 68 番の奨学金利用者数と返済状況についてですが、沖縄県国際交流・人材育成財団の対応状況についての答弁がありました。この答弁によると滞納者の比率が高いという印象を感じますけれども、県としてはどのような認識を持っておられるかお聞かせください。
- 教育支援課長 本県の高い失業率と低所得などが影響して滞納者が 1 割以上いることについては、大変厳しい状況に置かれているということは認識しております。現在、財団では、返還の滞っている方について、返還者の実態に応じた返還方法や返還月額の相談にも対応しているところでございます。
- 宮城委員 滞納者の人数と比率についての答弁がありました。過去 5 年間の推移がわかりましたら教えていただきたいと思います。
- 教育支援課長 高校生については、まず令和元年度の滞納者が 1,685 人です。比率としましては 14.9%。令和 2 年度が 1,480 人に対して、比率が 13.3%。令和 3 年度が滞納者 1,346 人で、比率が 12.7%。令和 4 年度が 1,428 人で、比率が 14.5%。令和 5 年度が 1,357 人で、比率が 14.8%となっております。
- 宮城委員 だいたい 13%から 14%くらいということで横ばいという感じです。改めて滞

納者の皆さんについて、どのような対応を取られているのかお聞かせいただけますでしょうか。

- 教育支援課長 先ほど申し上げたとおり、返還が滞っている方について返還の実態に応じた返還方法や返還月額の相談にも対応しているところでございます。具体的には、本来は定額返済のところを返済が可能な額にするということと、例えば返還者が連帯保証人だった場合については、経済的状况に応じて、毎月のものではなくて、隔月の返済など、そういった方法もいろいろ滞納者と相談しながら応じているところでございます。
- 宮城委員 ぜひ柔軟な対応を取っていただけたらと願います。沖縄県の商工労働部では奨学金返還支援制度という制度がありまして、会社と県が奨学金の返還を支援するという制度があります。当社も利用しておりますが、まだあまり知られていないという印象を受けますので、ぜひ教育庁においても、もっと周知をしていただければと思います。次に、74番の答弁に関して、高卒の就職内定率について、令和7年1月現在で77.7%とありました。これについて、3月末の決定の人数、率があるのではないかと思います。これについてお聞かせください。5年間の推移でお答えいただきたいと思っております。
- 県立学校教育課長 まず、令和7年1月現在では77.7%だったところですが、3月末になるともう少し上がってきます。令和2年度から令和6年度までの5年間の推移を申し上げます。令和2年度は92.5%。令和3年度は92.7%。令和4年度は91.8%。令和5年度は90.7%。令和6年度は91.9%となっております。92%前後を推移しているところでございます。
- 宮城委員 他県よりも少々低かったのではないかと思います。こちらぜひ他県並みに上昇するように努力をお願いしたいと思います。
- 辻上委員 24番に、高校の部活動指導員数の推移ということで答弁がございました。部活の指導員ということについて3点教えていただきたいです。1点目に、部活指導員と外部指導者の違いに関して、法的身分、責任、教育活動への関与などについて、2点目に、部活指導員の義務となっている研修に関して、過去2年分の内容や回数などについて、3点目に、離島地域の専門の指導者確保のための対策に関して、専門指導者を探すことは非常に大変であると聞いておりますが、離島地域の専門指導者について継続的な確保の手だてについて、教えていただきたいです。
- 保健体育課長 1点目、部活動指導員につきましては、学校教育法施行規則第78条の2により、学校職員という身分として、学校の教育計画に基づいた部活動において、校長の監督を受けながら技術的な指導をするということになります。また、外部指導者とは異なりまして、校長の命により顧問となることがありますので、大会や練習試合といった学校外での活動に対する引率も可能ということになっております。一方、外部指導者につきましては、あくまでも顧問の補佐的な役割を果たすということになっておりまして、雇用関

係もありませんので、顧問等と連携をしながら部活動のコーチとして技術的な指導にあたるということになっております。続いて2点目の研修についてであります。部活動指導員に対しての研修は、令和5年度が、まずタイトルとして「頑張りすぎない部活動との関わり方」、令和6年度「沖縄の部活動生の声を生かす部活動運営」といった講義を含めまして、生徒対応、あるいは事故対応、そして暴力暴言、ハラスメントの防止、さらには指導力の向上といったことを目的とした悉皆研修を年に1回実施しています。それ以外にも、特に全顧問を対象としている「暴力・暴言・ハラスメント根絶に向けた研修」についても受講するように推奨しているところでもあります。3点目の離島地域の専門指導者の確保についてですが、中学校、高等学校におきましても、競技未経験、専門外の教諭が顧問を担う場合には、保護者や地域などと連携しながら、外部指導者あるいは部活動指導員配置に努めているところではありますが、やはり地域に専門性を有する指導者がなかなかいないという現状も多く見受けられます。特に離島においてもそういった状況がありますが、少し経験がある保護者やOB等と連携を図りながら対応にあたっているという現状であります。

○辻上委員 適性のある部活指導員が高校に配置されることにより、働き方改革が推進されておりますけれども、教員の負担軽減がなされつつあるということ、それから、何より生徒にとって技術の専門性の向上ということにおいて、いわゆる専門という立場から科学的根拠に基づく指導の実現というものがあることは非常に素晴らしいと思います。また、教育的意義の確保として、悉皆研修という言葉も御説明いただきましたけれども、生徒の自主性育成と人格の尊重を両立させつつ、体罰防止や安全対策ということで、学校職員という身分もありますので、校長の監督下でぜひ細やかに強化していただきたいものです。よろしく願いいたします。

○小濱委員 72番に関して、教育DX推進課にお伺いします。1人1台端末は、GIGAスクール構想ということでコロナの流行以前に計画され、コロナの流行で急いで導入されたいきさつがございます。この中で少し気になっていることが子どもの近視の問題です。タブレット、いわゆる電子機器を使うことが増えれば増えるほど近視が増えるということはだいたい事実と思われ、GIGAスクール構想が始まる時に、眼科領域では近視の問題、リスクのことを話題にしていました。GIGAスクール構想は軌道に乗って、効果も上がっていますが、最近文科省の発表された近視率は、2021年が40%、2024年が50.3%と5割を超えています。これは由々しき問題ではないかと思っており、1人1台端末の整備で大変だとは思いますが、子どもの近視についても、これを改善、あるいは防止していくための施策等を一緒に考えていただけると良いと思いますが、課としては考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育DX推進課長 時代の流れで1人1台端末の活用を進めていますが、文部科学省からも、電子機器などの活用に関しての健康上の注意に関する通知等がございますので、改めて教職員研修等で周知しながら、児童生徒の適切な使用を、1人1台端末だけではなく、スマートフォンなどの使用に関して指導をするように学校に周知したいと思います。

○保健体育課長 DX推進課からもありましたが、端末、タブレットを実際に使うようになりましたので、各学校に対しては文科省から「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」が配布されています。この中で、例えば照度の問題や、見る時間の制限、休憩をすることなどを含めて予防に取り組むように、ということで周知しています。また、養護教諭の研修会においても周知しているところです。

○小濱委員 子どもたちが電子機器等を使わないということは考えられないと思います。ただ、正しい使い方を学校、ICT教育の中で子どもたちに繰り返し指導していただければと思っております。次に、76番に関して、小中学生の虫歯治療についてというものがございました。もともと沖縄県は虫歯率が乳児幼児から高かったのですが、乳児幼児は虫歯の予防対策を頑張っていて、全国に比べると高いですが、かなり下がってきております。小学生の虫歯率はとても高く、未治療、未処置と考えると、「8020」がとてもできないようなレベルの問題と思っており、学校で子どもの虫歯予防について、子どもたちに対する指導、あるいは御家族に対する指導はされていらっしゃるのでしょうか。

○保健体育課長 虫歯予防の啓発活動といたしまして、県内の全校種へ「歯と口の健康週間」を実施するように投げ掛けています。実際に養護教諭を中心としてその週間を設けて歯と口の健康教育を行っている学校も多く、給食後の歯磨きを実施している小学校は前年度よりも増加しているという現状はあります。今年度は、特に県が作成した「歯科保健学習用資料」を県内全ての小学校にこれから配布をして、この教材を活用しながら昼食後の歯磨きを確実にやるなど虫歯予防対策に取り組んでいく予定をしております。それから、毎年検診を行っておりますので、この対象者には速やかに専門医に受診するよということとは引き続き行っていきたいと考えております。

○小濱委員 歯磨きなどに対応している学校と、そうではない学校と虫歯率に違いがあるかなどがわかれば、後でよろしいですので教えていただければと思います。虫歯の処置をすることが大事ではなくて、虫歯をつくらないための指導が大事なので、かなり難しいとは思いますが、これからはしっかり指導していただければと思います。

## 報告事項2 令和7年度教育庁等職員の定期人事異動の概況

### 【説明（総務課長）】

令和7年度教育庁等職員の定期人事異動の概況について資料に基づき、報告を行った。

### 【質疑等】

○大城委員 先週、恒例の県立学校校長研修会において、教育長より今年度の重点取組事項、校長の学校経営姿勢に関する講話、及び各課から所管の事業説明が行われました。そしてそれも相まって、校長のリーダーシップ発揮を支え、今週より学校の活動が本格的に始まっています。現下、行政と学校双方共に良いスタートが切れたのではないかと思います。報告の教育庁職員並びに教職員の人事異動で新たな体制が庁内で作られたことを機に、県教育委員会、市町村教育委員会、学校現場が互いに連携し、取組を一層強化して課題の

解決に努めたい。なお各課課長には、年度開始は異動による環境の変化、分掌による多忙等から異動職員の体調変化にも気を配るなど、課全体の安全や健康確保の配慮もお願いします。

### 報告事項3 令和7年度公立学校教職員定期人事異動の概況

#### 【説明（学校人事課長）】

令和7年度公立学校教職員定期人事異動の概況について資料に基づき、報告を行った。

#### 【質疑等】

- 大城委員 教員不足等の現状について、次の2点を教えてください。令和7年4月時点、小中高等を含めて、教員未配置の状況、また、小中学校における特に教員不足による少人数学級未実施数の状況はどうなっていますか。
- 学校人事課長 まず4月時点での教員の未配置数につきましてご説明いたします。小・中・高、特別支援学校合計で、現在のところ7名未配置の状況でございます。内訳で申し上げますと、小学校が0、中学校が1、高等学校が5、特別支援学校が1となっております。なお、担任の未配置はございません。次に少人数学級をできていない学校、学級数について、現在把握している限りにおきましては、小学校では1校の1学級、中学校では6校の9学級となっております。なお、いずれも教員が配置できないという理由によるものではないと聞いております。
- 大城委員 令和7年度教員未配置や教員不足による少人数学級未実施については、令和5年度を起点にするならば、昨年度に続き、全体的に改善傾向にあり、所管課の努力と取組を評価します。しかし依然、教員未配置と今後の少人数学級未実施の可能性も残されていることから、今後も令和5年度策定小中学校教職員の正規率改善に向けた採用数の確保と併せて、教員不足の改善を図る取組を引き続き粘り強く進めてほしいと思います。この調子で頑張ってください。
- 辻上委員 意欲ある女性教員への声掛けや育成など、さまざま工夫しておられるのはもう十分に承知した上で一言だけ申し述べさせていただきます。やはりどうしても女性管理職の数は少なく、高校校長では3人でございます。沖縄県では女性教員の比率は全国平均を上回っており、女性教員の存在感があるというところですが、一方、管理職の登用については伸びしろが大きいと思われる数字が出ております。私見ではございますが、例えば次の3点を考えてみました。1点目、キャリア形成支援として女性管理職によるメンター制度の導入、2点目、ロールモデルの強化として成功事例の紹介、小さい単位で地域や学校でのロールモデルの可視化、3点目、女性管理職比率の数値目標の設定と進捗の公開です。言うのはたやすいですが、今、継続されているさまざまな工夫を女性管理職登用促進ということで継続してなされていただければと思います。よろしく申し上げます。
- 学校人事課長 女性の管理職の登用率につきましては、これまでも取り組んできているところではありますけれども、中間管理職に該当するような人がいないということもありま

すので、まずは例えば主任や主幹教諭などのポストに積極的に女性を登用して、マネジメントに少しずつ繋げていくということから取り組んでいるところでございます。また、辻上委員のおっしゃるとおり、先輩の女性職員、管理職になった先生方からのお声掛けが管理職を目指すきっかけとなったという声をたくさん聞いておりますので、校長会などで積極的にお声を掛けていただきたいというお願いをしているところです。先ほど主任や主幹教諭という話をしましたが、子育てと仕事で経験を積んでいただきたいという時期が重なるものですから、職員の皆さんが両立できるような職場環境づくりも非常に重要だと考えているところでございまして、この辺は働き方改革などと連動して取り組んでいくことだとは思いますが、申し上げたことを含め、何とかたくさんの女性が管理職を目指していけるような環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

#### 報告事項4 沖縄県公立学校における働き方改革推進計画に係る成果指標1及び成果指標2の令和6年度集計結果について

##### 【説明（働き方改革推進課長）】

沖縄県公立学校における働き方改革推進計画に係る成果指標1及び成果指標2の令和6年度集計結果について資料に基づき、報告を行った。

##### 【質疑等】

○大城委員 成果指標1、及び成果指標2の関連から2点ほど教えてください。まず11ページの「3軸・6視点」の5項目については、学校評価に設定とありますが、県立学校教育課が所管する既存の学校評価の項目に組み入れられているのですか。

○働き方改革推進課長 委員の御指摘のある既存の学校評価に設定していただくよう、県内全ての公立学校に、プラン作成時に通知をお願いしているところです。

○大城委員 県立学校教育課の他課への協力については評価いたしたいと思います。また、成果指標1より、同僚・管理職との良好な人間関係の構築、いわゆる同僚性の醸成に関する項目について、全学校種で高い評価が得られていますが、各学校現場で実際に同僚性を発揮し、高めるために、どのような取組が行われていますか。

○働き方改革推進課長 同僚・管理職との良好な人間関係の構築で、全体で94.0%から肯定的回答が得られているところです。働き方改革が叫ばれる以前から「チーム学校」ということで職員間の連携は学校教育が非常に大切にしてきた部分でもありますが、働き方改革の取組の中で、職員間の人間関係、コミュニケーションを図る時間、空間・場をどうするかという2つのアプローチがあるかと思います。時間につきましては、例えば生徒の登校時間や朝の職員朝会等を精選して、放課後の時間を生み出すことによって職員間のコミュニケーションを図り、更に放課後に職員間の対話の時間を定期的に設定して職員間のコミュニケーションを図っている学校もあるということを聞いています。空間・場所につきましては、職員室の後部に職員がリラックスしてコミュニケーションを図れるような場を設定している学校もあるという報告を受けているところでございます

○大城委員 わかりました。教職員一人一人が、職場で働きやすさ、働きがい等を十分に実感できるためには、時間だけではなく、そのための機会を創出することが必要であり、成果指標に掲げた5つの項目は、学校現場でその実感の向上に向けての行動を促すために役立つ資料と捉えたい。各設定項目について各学校は当該校種の県全体平均と自身の学校を比較することで、職場の多様な人間関係の構築と同僚性の形成、個人の成長と専門性の向上を促す職場環境の大切さに自ずと気づくと思われます。先月、教職員メンタルヘルスの日が定められましたが、その機会に本設定項目等から適当なトピックを皆で選び、和やかな雰囲気でもポジティブに語り合うのも良いのではと思います。各学校で本資料がその趣旨の達成に効果的に活用されることを期待します。

## 報告事項5 令和7年度県立高等学校入学者選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜の実施結果

### 【説明（県立学校教育課長）】

令和7年度県立高等学校入学者選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜の実施結果について資料に基づき、報告を行った。

### 【質疑等】

○大城委員 2点教えてください。まず県立高校半数以上で空き定員が生じ、2次募集が行われたと聞いていますが、最終的には令和7年度高校入学定員で示された各学校の学級数に変更なく確保されたでしょうか。

○県立学校教育課長 定員の設定については、しっかりと学びを保障するために、変更をせずに確保しております。

○大城委員 わかりました。次に、今回の入試選抜で最終の高校合格者あるいは入学者合計として、全日制、定時制高校で、1学科又は1コース10人に満たない学校はないでしょうか。

○県立学校教育課長 1学科1クラス10名以下が1校あったと聞いておりますが、学習保障の観点から当該生徒の学びについては保障したいと思っております。

○大城委員 受験生全員に学力検査を課すことや、Web出願の導入など、新しい高校入試制度の実施及び報告に立ち会えるのは率直に嬉しいです。ところで先月18日、全日制、定時制合わせて県立学校43校94学科での2次募集が報道され、その後24日の最終志願状況からは、その大方が定員割れの状態で各高校の令和7学年度が始まったものと思います。その関連での意見ですが、来学年度は私立高校の実質授業料無償化が行われますが、その影響について、公立高校離れ等を指摘する多くの識者や専門家の発言があります。また、先行自治体ではその影響が出てきているとのメディア報道もなされていて、各高校自らその影響についてしっかりと議論、対応する必要があると思っております。所管課におかれては、すでに対応されているとは思いますが、このような意見を共有いただけるとありがたいです。

○県立学校教育課長 今回の入試制度においても、各学校での学びの具体的な内容を見える化し発信していくことを求めていますので、引き続き学校の魅力化について努めてまいります。

報告事項6 国の重要文化財（古文書の部、歴史資料の部）の指定についての報告について

【説明（文化財課長）】

国の重要文化財（古文書の部、歴史資料の部）の指定についての報告について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 2点教えてください。国宝と重要文化財の違い、また、重要文化財から国宝への指定の可能性もごございますか。よろしくお願いします。

○文化財課長 文化財保護法の定義によりますと、有形の文化的所産で、わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの、及び学術の価値の高いものを有形文化財と言います。さらに文部科学大臣がこの有形文化財のうち重要なものを重要文化財と指定するとございます。さらに文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、類ない国民の宝たるものを国宝に指定することができるとされております。

○大城委員 わかりました。報告の重要文化財に指定されるよう、文部科学大臣に答申された古文書の部2件、歴史資料の部1件については、いずれも琉球王国関連の貴重な文書群と資料群と捉えております。本県の地理的特性や歴史過程を経て醸成された琉球王国と関連する独自の文化並びに代表する文化財について、所管課におかれては、教育委員会として進める検証、発展、普及の視点から、本県の未来を担う子どもたち、そして現場で指導にあたる先生方に多様な方法や機会を通じ周知をしていただければと思います。

(7) その他  
特になし

(8) 閉会  
半嶺教育長が閉会を宣言した。